

# 流山市保育料徴収規則の改正（案）及び流山市立保育所延長保育実施規則の改正（案）に係るパブリックコメント実施要領

## 1 目的

この要領は、流山市保育料徴収規則（昭和62年流山市規則第13号）に規定する保育料及び流山市立保育所延長保育実施規則（平成18年流山市規則第17号）に規定する延長保育料について、平成29年4月1日から改定するに当たり、流山市市民参加条例（平成24年流山市条例第19号）に基づくパブリックコメントの手続きにより、広くその案を公表し、市民等の意見等を求め、提出された意見等を多面的かつ総合的に検討して、規則改正に係る意思決定を行うとともに、提出された意見等に対する市の考え方を公表するためのものです。

## 2 改定の背景

### （1）流山市保育料徴収規則の改正（案）について

国は「社会保障と税の一体改革」により、急速に進む少子高齢化への対応と安定的財源の確保を図る取組みを行っています。

平成27年4月からは、この改革により生み出された財源を活用する「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。

流山市では、10年前の「つくばエクスプレス」の開通時から一貫して子育て支援施策の充実を図ってまいりました。

この間、保育所定員数は2.4倍になり、就学前児童の人口に占める保育所定員数の割合も約35%となり、これは近隣市の中では最も高い率となっています。

また、市内の区画整理事業の進捗に伴い、本市の人口も急激に増加しており、待機児童を解消するためには、保育所整備は継続して行う必要があります。

一方で、保育所の運営に必要な費用は10年前に比べて4.5倍に増加しており、流山市総合計画後期基本計画が終了する平成31年度には7.5倍に達すると見込まれています。

国は、保育所の運営に必要な費用のうち、半分を保育料によって利

用者に負担してもらうような制度設計を示しております。

本市における利用者負担の割合は37%であり、国が示している負担割合よりも軽減されていますが、その不足分は市が負担している状況にあります。

今後、継続して安定的な保育所運営を行うためには、利用者が負担する割合を、国が示している基準に近づけることが必要であると考え、保育料の改定を行うものです。

#### (2) 流山市立保育所延長保育実施規則の改正（案）について

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が開始されたことに伴い、保育時間について、新たに「保育短時間」利用が規定されました。

これは、育児休業中や短時間就労等で、一日の保育所の利用時間が8時間以内とされるものです。

子ども・子育て支援新制度の開始当初は、「保育短時間」に該当する園児が、一日当たり8時間を越えて保育所を利用すること（延長保育）は想定していなかったことから、延長保育料の設定も行っていませんでした。

しかしながら、実際には、延長保育を利用する園児が発生していることから、保育短時間利用に関する延長保育料について、新たに規定する必要が生じたもので、延長保育料の改定を行います。

### 3 改定の内容

#### (1) 流山市保育料徴収規則の改正（案）について

##### 改定後の保育料（案） 別紙のとおり

①今回の改定は、保育園を利用している園児（2号認定及び3号認定）に関する保育料の改定を行うもので、幼稚園を利用している園児（1号認定）に関する保育料の改定は行いません。

②今回の改定は、階層区分の変更を行うものです。

現在の、21階層区分を13階層区分とし、国が示している8階層区分に近づけるものです。

③今回の改定により、保育料が上がる世帯については、その影響を考慮して経過措置を設けます。

年齢区分によって保育料が変更となるまでは、改定前の階層区分を適用して保育料を決定します。

④施行期日は、平成29年4月1日とします。

(2) 流山市立保育所延長保育実施規則の改正（案）について

①保育短時間利用の認定を受けている園児について、午前7時から午前8時まで及び午後4時から午後7時までについて、1時間あたり100円の延長保育料を徴収します。

②施行期日は、平成29年4月1日とします。

#### 4 参考資料

(1) 資料1 保育料の改定について

(2) 資料2 保育短時間認定に係る延長保育料について

#### 5 意見等を提出できる者

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する者

(3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4) 市内に存する学校に在学する者

#### 6 意見等募集期間

平成28年6月1日（水）から平成28年6月30日（木）必着

#### 7 公表方法及び閲覧場所

保育課、情報公開コーナー、各保育所（園）、各出張所、各公民館、各図書館、各児童館・児童センター、市民活動推進センター、市ホームページで閲覧できます。

#### 8 ご意見等の提出方法

自由様式又は別紙様式（市ホームページからダウンロードできます。）に、住所、氏名、電話番号を明記の上、郵便、ファクシミリ、電子メールによる提出、または直接書面を持参下さい。

お寄せいただいたご意見に対する市の考え方につきましては、広報ながれやま及び市ホームページで公表します。なお、個別回答はいた

りませんのでご了承ください。

9 問い合わせ先及び提出先  
〒270-0192 流山市平和台1-1-1  
流山市役所 子ども家庭部 保育課  
電話 04(7150)6124 FAX 04(7158)6696  
電子メール hoiku@city.nagareyama.chiba.jp